

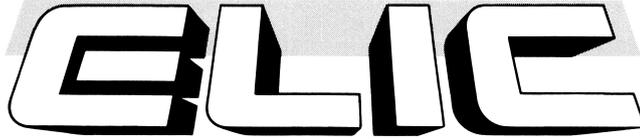
電機労働者懇談会

Electric Labor and Industry Correspondence

2017年4月10日

No 352

発行者：ELIC編集委員会谷口利男
142-0043 東京都品川区二葉2-20-8
電話(03)6421-5323 染野ビル2F
郵便振替00130-3-358078ELIC編集委員会



1部100円

過労死容認の制度廃止を

電通は月75時間以内と約束！

過労自殺した電通社員、高橋まつりさん側の代理人、川人博弁護士は「電通は遺族との合意文書で月の法定外労働時間は75時間以内にと約束しています。それが、100時間でもいいのかということになって、今の時間短縮の流れが元に戻ってしまう」と8日の衆院厚生労働委員会で批判しました。

過労死ラインを85時間で認定！

脳・心臓疾患にかかわる労災認定基準は、「1カ月におおむね100時間」で、100時間「以下」でも「未滿」でも、あるいは「例外」としても、過労死ラインである100時間近くまでの長時間残業を容認することに変わりはなく、名古屋高裁は、2月にトヨタ系列の労働者について月約85時間でも過労死と認定する判決を出し、国も上告しませんでした。国自ら月85時間でも過労死と認めたにもかかわらず、「月100時間未滿」を上限とすることは極めて無責任な姿勢です。

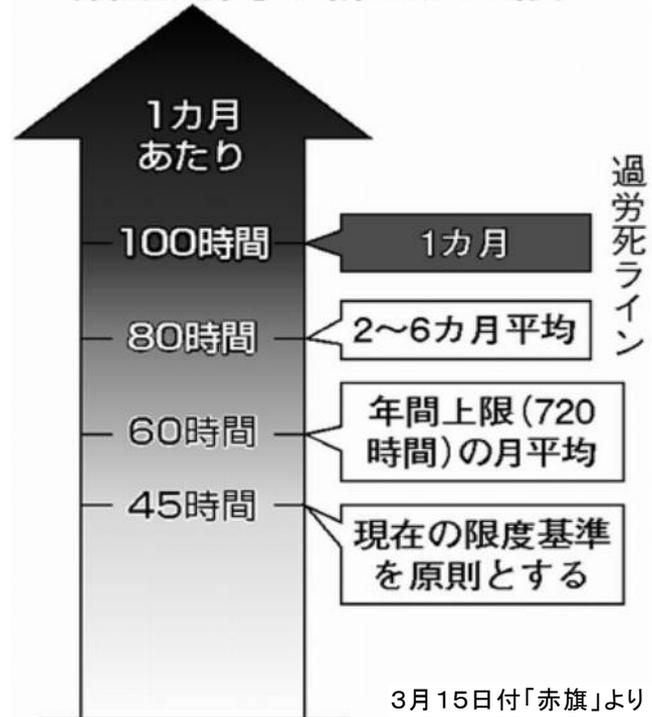
インターバル規制も実質なし！

政府が示している「働き方改革」案には、1日の労働時間にかかわる規制はありません。終業から翌日の始業までに一定の休息時間を設ける「インターバル規制」も実効性のない努力義務にとどまっています。現在、インターバル規制を導入した企業には助成金が出る制度があります。しかし、9時間でも助成されるもので、名ばかりです。

現行の限度基準45時間の厳守を！

残業時間は現在、法的拘束力はないものの、大

残業時間の新しい上限



臣告示による限度基準で「月45時間、年360時間」と定めています。月45時間を超えて長く働くほど、過労死の危険が高まるとの医学的知見に基づき、政府が定めたものです。今回の政府案は、この限度告示の2倍以上の水準であり重大な問題です。

今月号の紙面

- ① 過労死容認の残業制度の廃止を
- ② 電機の17春闘を振り返って
- ③ 金属労働者の17春闘集会参加
17春闘統一ビラの配布結果
- ④ 厚労省と経産省の要請行動実施
- ⑤ ルネサス株主総会の取り組み
- ⑥ ラプラス「心肺停止」佐竹さん
- ⑦ 電機情報ユニオン、青年コーナー
- ⑧ 産業政策シンポの参加呼び掛け
メーカーに参加を、集積回路